

公の施設の利用料金の改定に関する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

豊橋市長 長坂尚登

豊橋市条例第26号

公の施設の利用料金の改定に関する条例

(豊橋市都市公園条例の一部改正)

第1条 豊橋市都市公園条例(昭和32年豊橋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	
別表第3(第10条、第15条の3、第15条の6関係)	
(4) 有料公園施設を利用する場合	
野球場	
区分	金額
東田 球場	平日 <u>1時間につき 1,390円</u>
	日曜日、土曜日及び休日 <u>1時間につき 1,850円</u>
放送設備	<u>1時間につき 420円</u>
照明設備	<u>1時間以内 2,650円</u>
備考	1 (略) 2 <u>使用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</u> 3 <u>前項の規定は、照明設備の使用については、適用しない。</u> 4 照明設備の使用料は、 <u>その使用が1時間を超えたときは、その超えた時間について30分までごとに1,320円を加算した額とする。</u>

5 市外の者が使用する場合の使用料（放送設備及び照明設備の使用料を除く。）は、当該使用料の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

陸上競技場

1 個人使用			
区分	普通使用（1回につき）		定期使用（1年につき）
	平日	日曜日、土曜日及び休日	
競技場	一般 <u>300円</u> 児童・生徒 <u>150円</u>	一般 <u>450円</u> 児童・生徒 <u>220円</u>	一般 <u>36,000円</u> 児童・生徒 <u>9,000円</u>
コンディショニングルーム	一般 <u>1,200円</u> 児童・生徒 <u>600円</u>	一般 <u>1,800円</u> 児童・生徒 <u>900円</u>	
2 専用使用			
区分		金額	
競技場	平日	<u>1時間につき 3,960円</u>	
	日曜日、土曜日及び休日	<u>1時間につき 5,940円</u>	
フィールド	平日	<u>1時間につき 2,140円</u>	
	日曜日、土曜日及び休日	<u>1時間につき 3,210円</u>	
ストレッチルーム	平日	<u>1時間につき 730円</u>	
	日曜日、土曜日及び休日	<u>1時間につき 1,090円</u>	
記録室 (写真判定装置を含む。)	平日	<u>1回につき 6,100円</u>	
	日曜日、土曜日及び休日	<u>1回につき 9,150円</u>	
3 附属設備使用			
区分		金額	
放送設備	平日	<u>1時間につき 500円</u>	
	日曜日、土曜日及び休日	<u>1時間につき 760円</u>	
(略)			
備考			
1～3 (略)			

- 4 使用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 5 前項の規定は、照明設備の使用については、適用しない。
- 6 (略)
- 7 市外の者が使用する場合の使用料(個人使用及び附属設備使用に係る使用料を除く。)は、当該使用料の1.5倍の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 8 (略)
- 9 第7項の規定は、前項の規定に該当する場合については、適用しない。

硬式庭球場

区分		金額(1時間につき)
テニスコート(1面につき)	平日	520円
	日曜日、土曜日及び休日	780円
<u>照明設備(テニスコート1面につき)</u>		270円
備考		1 (略) 2 <u>使用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</u> 3 <u>市外の者が使用する場合の使用料(照明設備の使用料を除く。)は、当該使用料の1.5倍の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u>

軟式庭球場

区分		金額(1時間につき)
テニスコート(1面につき)	平日	円 520
	日曜日、土曜日及び休日	780
放送設備		380
<u>照明設備(テニスコート1面につき)</u>		170
備考		1 (略)

- 2 使用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 市外の者が使用する場合の使用料(放送設備及び照明設備の使用料を除く。)は、当該使用料の1.5倍の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

改正前

別表第3 (第10条、第15条の3、第15条の6関係)

(4) 有料公園施設を利用する場合

野球場

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
東田 球場	平日		2,790円	3,720円	2,790円	9,300円
	日曜日、土曜日及び休日		3,710円	4,940円	3,710円	12,360円
放送設備			1,270円	1,270円	1,270円	3,810円
備考		<p>1 (略)</p> <p>2 午前、午後及び夜間の時間区分において、1時間を単位として使用の承認ができるものとし、この場合の使用料は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その使用に係る時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。</p> <p>3 この表の時間外において使用するときの使用料は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その使用が午前9時以前のときは午前の、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。</p>				

4 照明設備の使用料は、1時間以内は2,650円とし、1時間を超えたときは、その超えた時間について30分までごとに1,320円を加算した額とする。

陸上競技場

1 個人使用

区分	普通使用（1回につき）		定期使用（1年につき）
	平日	日曜日、土曜日及び休日	
競技場	一般 <u>200円</u> 児童・生徒 <u>100円</u>	一般 <u>300円</u> 児童・生徒 <u>150円</u>	一般 <u>24,000円</u> 児童・生徒 <u>6,000円</u>
コンディショニングルーム	一般 <u>800円</u> 児童・生徒 <u>400円</u>	一般 <u>1,200円</u> 児童・生徒 <u>600円</u>	

2 専用使用

区分		午前	午後	夜間	全日
		<u>午前9時から正午まで</u>	<u>午後1時から午後5時まで</u>	<u>午後6時から午後9時まで</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>
競技場	平日	<u>8,140円</u>	<u>10,180円</u>	<u>8,140円</u>	<u>26,460円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>12,210円</u>	<u>15,270円</u>	<u>12,210円</u>	<u>39,690円</u>
フィールド	平日	<u>4,070円</u>	<u>6,110円</u>	<u>4,070円</u>	<u>14,250円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>6,100円</u>	<u>9,160円</u>	<u>6,100円</u>	<u>21,360円</u>
記録室 (写真判定装置を含む。)	平日	1回につき <u>4,070円</u>			
	日曜日、土曜日及び休日	1回につき <u>6,100円</u>			

3 附属設備使用

備考	<p>1 (略)</p> <p>2 この表の時間外において使用するときの使用料は、 <u>コート1面1時間につき(1時間に満たないときは、 1時間とみなす。)</u>、その使用が午前9時以前のときは <u>午前9時から午前11時までの、午後9時以後のときは 午後7時から午後9時までの時間区分の1時間に相 当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、 これを100円に切り上げる。)</u>とする。</p> <p>3 照明設備の使用料は、コート1面1時間につき(1 <u>時間に満たないときは、1時間とみなす。)</u>、270円と <u>する。</u></p>
----	---

軟式庭球場

		時間	午前9 時から 午前11 時まで	午前11 時から 午後1 時まで	午後1 時から 午後3 時まで	午後3 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後7 時まで	午後7 時から 午後9 時まで
		区分						
テニスコ ート(1面 につき)	平日		<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>
	日曜日、土曜 日及び休日		<u>1,210 円</u>	<u>1,210 円</u>	<u>1,210 円</u>	<u>1,210 円</u>	<u>1,210 円</u>	<u>1,210 円</u>
放送設備			<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>
備考		<p>1 (略)</p> <p>2 この表の時間外において使用するときのコート1 <u>面及び放送設備に係る使用料は、1時間につき(1時 間に満たないときは、1時間とみなす。)</u>、その使用が <u>午前9時以前のときは午前9時から午前11時までの、 午後9時以後のときは午後7時から午後9時までの 時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満 の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)</u> <u>とする。</u></p> <p>3 照明設備の使用料は、コート1面1時間につき(1 <u>時間に満たないときは、1時間とみなす。)</u>、170円とす</p>						

る。

(豊橋市武道館条例の一部改正)

第2条 豊橋市武道館条例(昭和48年豊橋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後				
別表第1(第4条、第17条関係)				
個人利用料金の限度額				
区分	普通利用券(1回につき)		定期利用券	
	平日	日曜日、土曜日及び休日		
一般	<u>300円</u>	<u>450円</u>	<u>18,000円</u>	
児童・生徒	<u>150円</u>	<u>220円</u>	<u>9,000円</u>	
備考(略)				
別表第2(第4条、第17条関係)				
専用利用料金の限度額				
区分	時間	昼間		夜間
		午前9時から午後1時まで(1時間につき)	午後1時から午後5時まで(1時間につき)	午後5時から午後9時まで(1時間につき)
柔道場		円 <u>950</u>	円 <u>1,470</u>	円 <u>2,190</u>
剣道場		<u>950</u>	<u>1,470</u>	<u>2,190</u>
弓道場		<u>950</u>	<u>1,470</u>	<u>2,190</u>
相撲場		<u>200</u>	<u>350</u>	<u>510</u>
トレーニング室		<u>950</u>	<u>1,470</u>	<u>2,190</u>
放送設備		<u>360</u>	<u>360</u>	<u>360</u>
備考				
1 <u>利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</u>				

2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき、その利用が午前9時以前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分に規定する額とする。

3 (略)

4 市外の者が利用する場合の利用料金（昼間電灯及び放送設備の利用料金を除く。）は、当該利用料金の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

改正前

別表第1（第4条、第17条関係）

個人利用料金の限度額

区分	普通利用券（1回につき）		定期利用券
	平日	日曜日、土曜日及び休日	
一般	<u>200円</u>	<u>300円</u>	<u>12,000円</u>
児童・生徒	<u>100円</u>	<u>150円</u>	<u>6,000円</u>

備考 (略)

別表第2（第4条、第17条関係）

専用利用料金の限度額

時間 区分	昼間			夜間	全日
	午前9時から <u>正午</u> まで	午後1時から 午後5時 まで	<u>午前9時</u> から 午後5時 まで	午後5時から 午後9時 まで	<u>午前9時</u> から 午後9時 まで
柔道場	円 <u>1,910</u>	円 <u>3,940</u>	円 <u>5,850</u>	円 <u>5,850</u>	円 <u>11,700</u>
剣道場	<u>1,910</u>	<u>3,940</u>	<u>5,850</u>	<u>5,850</u>	<u>11,700</u>
弓道場	<u>1,910</u>	<u>3,940</u>	<u>5,850</u>	<u>5,850</u>	<u>11,700</u>
相撲場	<u>410</u>	<u>940</u>	<u>1,350</u>	<u>1,360</u>	<u>2,710</u>
トレーニング室	<u>1,910</u>	<u>3,940</u>	<u>5,850</u>	<u>5,850</u>	<u>11,700</u>

備考

1 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金

は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

3 （略）

4 放送設備を利用した場合は、1時間につき360円を徴収する。

5 市外の者が利用する場合は、当該利用料金の倍額とする。

（豊橋市地区体育館設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 豊橋市地区体育館設置及び管理に関する条例（昭和49年豊橋市条例第18号）

の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後			
別表第2（第4条、第16条関係）			
個人利用料金の限度額			
区分	金額（1日につき）		
	平日	日曜日、土曜日及び休日	
一般	300円	450円	
児童・生徒	150円	220円	
備考（略）			
別表第3（第4条、第16条関係）			
専用利用料金の限度額			
区分	時間	昼間	夜間
		午前9時から午後5時まで（1時間につき）	午後5時から午後9時まで（1時間につき）
スポ		円	円

一ツ	平日	<u>1,550</u>	<u>2,210</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>2,060</u>	<u>2,940</u>
その他	平日	<u>3,110</u>	<u>4,420</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>4,130</u>	<u>5,880</u>
放送設備		<u>580</u>	<u>580</u>

備考

1 (略)

2 利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき、その利用が午前9時以前のときは昼間の、午後9時以後のときは夜間の時間区分に規定する額とする。

4・5 (略)

6 市外の者が利用する場合の利用料金（昼間電灯及び放送設備の利用料金を除く。）は、当該利用料金の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

改正前

別表第2（第4条、第16条関係）

個人利用料金の限度額

区分	金額（1日につき）	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
一般	<u>200円</u>	<u>300円</u>
児童・生徒	<u>100円</u>	<u>150円</u>

備考 (略)

別表第3（第4条、第16条関係）

専用利用料金の限度額

区分	時間	昼間		夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後9時まで
スポ		円	円	円	円

一ツ	平日	<u>2,870</u>	<u>4,470</u>	<u>7,340</u>	<u>5,900</u>	<u>13,240</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>3,810</u>	<u>5,940</u>	<u>9,750</u>	<u>7,840</u>	<u>17,590</u>
その他	平日	<u>5,740</u>	<u>8,940</u>	<u>14,680</u>	<u>11,800</u>	<u>26,480</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>7,630</u>	<u>11,890</u>	<u>19,520</u>	<u>15,690</u>	<u>35,210</u>

備考

1 (略)

2 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

3 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

4・5 (略)

6 放送設備を利用した場合は、1時間につき580円を徴収する。

(豊橋市トレーニングセンター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 豊橋市トレーニングセンター設置及び管理に関する条例(昭和54年豊橋市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	
別表第1(第4条、第16条関係)	
個人利用料金の限度額	
屋内施設	
区分	金額(1回につき)

	平日	日曜日、土曜日及び休日
一般	<u>300円</u>	<u>450円</u>
児童・生徒	<u>150円</u>	<u>220円</u>

備考 (略)

別表第2 (第4条、第16条関係)

専用利用料金の限度額

屋内施設

区分		時間	昼間	夜間
			午前9時から午後5時まで (1時間につき)	午後5時から午後9時まで (1時間につき)
競技場兼 集会室	スポーツ		円 <u>720</u>	円 <u>1,100</u>
	その他		<u>1,440</u>	<u>2,200</u>
和室 (1室につき)			<u>420</u>	<u>420</u>
調理室			<u>700</u>	<u>700</u>
研修室			<u>830</u>	<u>830</u>
集会室			<u>560</u>	<u>560</u>
放送設備			<u>360</u>	<u>360</u>

屋外施設

区分		時間	午前9時から午後5時まで (1時間につ き)
テニスコート (1面につき)	平日		<u>520円</u>
	日曜日、土曜日及び休日		<u>780円</u>

備考

- 1 (略)
- 2 利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 この表の時間外において利用するときの屋内施設に係る利用料金は、1時間につき、その利用が午前9時以前のときは昼間の、午後9時以後のときは夜間の時間区分に規定する額とする。
- 4 この表の時間外において利用するときの屋外施設に係る利用料金は、1時間につき、各区分に規定する額とする。

5 (略)

6 市外の者が利用する場合の利用料金（競技場兼集会室における昼間電灯及び放送設備の利用料金を除く。）は、当該利用料金の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

改正前

別表第1（第4条、第16条関係）

個人利用料金の限度額

屋内施設

区分	金額（1回につき）	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
一般	200円	300円
児童・生徒	100円	150円

備考 (略)

別表第2（第4条、第16条関係）

専用利用料金の限度額

屋内施設

区分	時間	昼間			夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
競技場兼集会室	スポーツ	円 1,410	円 1,980	円 3,390	円 2,940	円 6,330
	その他	円 2,820	円 3,960	円 6,780	円 5,880	円 12,660
和室（1室につき）		円 860	円 1,110	円 1,970	円 1,110	円 3,080
調理室		円 1,410	円 1,900	円 3,310	円 1,900	円 5,210
研修室		円 1,680	円 2,230	円 3,910	円 2,230	円 6,140

屋外施設

区分	時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで

テニスコート (1面につき)	平日	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>

備考

- 1 (略)
- 2 屋内施設に係る午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。
- 3 この表の時間外において利用するときの屋内施設に係る利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。
- 4 この表の時間外において利用するときの屋外施設に係る利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以前のときは午前9時から午前11時までの時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。
- 5 (略)
- 6 放送設備を利用した場合は、1時間につき360円を徴収する。

(豊橋市岩田総合球技場設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 豊橋市岩田総合球技場設置及び管理に関する条例(昭和56年豊橋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	
別表第2(第4条、第16条関係)	
1 豊橋市民球場利用料金の限度額	
区分	<u>金額</u>

アマ チュ ア野 球の 場合	入場料又はこ れに類する金 銭を徴収しな い場合	平日	<u>1時間につき 3,320円</u>
		日曜日、土 曜日及び 休日	<u>1時間につき 4,980円</u>
	入場料又はこ れに類する金 銭を徴収する 場合	平日	<u>1時間につき 6,650円</u>
		日曜日、土 曜日及び 休日	<u>1時間につき 9,970円</u>
アマ チュ ア野 球以 外の 場合	入場料又はこ れに類する金 銭を徴収しな い場合	平日	<u>1時間につき 6,650円</u>
		日曜日、土 曜日及び 休日	<u>1時間につき 9,970円</u>
	入場料又はこ れに類する金 銭を徴収する 場合	平日	<u>1時間につき 66,510円</u>
		日曜日、土 曜日及び 休日	<u>1時間につき 99,770円</u>
放送設備			<u>1時間につき 630円</u>
スコアボード			<u>1時間につき 630円</u>
更衣室・シャワー室			<u>1時間につき 630円</u>
ブルペン			<u>1時間につき 310円</u>
会議室			<u>1時間につき 470円</u>
(略)			
備考		1 (略) 2 <u>利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</u> 3 <u>前項の規定は、照明設備の利用については、適用しない。</u> 4 <u>市外の者が利用する場合の利用料金（放送設備、スコアボード及び照明設備の利用料金を除く。）は、当該利用料金の1.5倍の額（その</u>	

額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

5 前項の規定は、入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合については、適用しない。

6 (略)

7 スコアボードを企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。

2 豊橋市民球技場利用料金の限度額

区分		金額 (1時間につき)	
アマチュアの場合	入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	平日	円 2,940
		日曜日、土曜日及び休日	3,910
	入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	平日	5,880
		日曜日、土曜日及び休日	7,820
アマチュア以外の場合	入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	平日	5,880
		日曜日、土曜日及び休日	7,820
	入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	平日	58,860
		日曜日、土曜日及び休日	78,280
放送設備			420
スコアボード			210
更衣室・シャワー室			310
備考	<p>1 (略)</p> <p>2 利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</p> <p>3 市外の者が利用する場合の利用料金(放送設備及びスコアボードの利用料金を除く。)は、当該利用料金の1.5倍の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>4 前項の規定は、入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合については、適用しない。</p>		

3 豊橋市民庭球場利用料金の限度額

区分		金額（1時間につき）
テニスコ ート（1面 につき）	平日	円 520
	日曜日、 土曜日及 び休日	780
放送設備		380
照明設備（テニスコ ート1面につき）		170
備考		<p>1 （略）</p> <p>2 利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 市外の者が利用する場合の利用料金（放送設備及び照 明設備の利用料金を除く。）は、当該利用料金の1.5倍の額 （その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り 捨てた額）とする。</p>

4 豊橋市民クラブハウス利用料金の限度額

区分	金額（1時間につき）
会議室	470円
備考	<p>1 利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</p> <p>2 市外の者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍 の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て た額）とする。</p>

改正前

別表第2（第4条、第16条関係）

1 豊橋市民球場利用料金の限度額

区分	昼間			夜間	全日
	午前 9 時から	午後 1 時から	午前 9 時から	午後 6 時から	午前 9 時から

			正午ま で	午後5 時まで	午後5 時まで	午後9 時まで	午後9 時まで	
アマ チュ ア野 球の 場合	入場料又は これに類す る金銭を徴 収しない場 合	平日	円 <u>6,490</u>	円 <u>9,170</u>	円 <u>15,660</u>	円 <u>6,490</u>	円 <u>22,150</u>	
		日曜日、 土曜日 及び休 日	<u>9,730</u>	<u>13,750</u>	<u>23,480</u>	<u>9,730</u>	<u>33,210</u>	
	入場料又は これに類す る金銭を徴 収する場合	平日	<u>12,980</u>	<u>18,340</u>	<u>31,320</u>	<u>12,980</u>	<u>44,300</u>	
		日曜日、 土曜日 及び休 日	<u>19,470</u>	<u>27,510</u>	<u>46,980</u>	<u>19,470</u>	<u>66,450</u>	
	アマ チュ ア野 球以 外の 場合	入場料又は これに類す る金銭を徴 収しない場 合	平日	<u>12,980</u>	<u>18,340</u>	<u>31,320</u>	<u>12,980</u>	<u>44,300</u>
			日曜日、 土曜日 及び休 日	<u>19,470</u>	<u>27,510</u>	<u>46,980</u>	<u>19,470</u>	<u>66,450</u>
入場料又は これに類す る金銭を徴 収する場合		平日	<u>129,800</u>	<u>183,400</u>	<u>313,200</u>	<u>129,800</u>	<u>443,000</u>	
		日曜日、 土曜日 及び休 日	<u>194,700</u>	<u>275,100</u>	<u>469,800</u>	<u>194,700</u>	<u>664,500</u>	
放送設備			<u>1,910</u>	<u>1,910</u>	<u>3,820</u>	<u>1,910</u>	<u>5,730</u>	
スコアボード			<u>1,910</u>	<u>1,910</u>	<u>3,820</u>	<u>1,910</u>	<u>5,730</u>	
更衣室・シャワー室			<u>1,270</u>	<u>1,270</u>	<u>2,540</u>	<u>1,270</u>	<u>3,810</u>	
ブルペン			<u>630</u>	<u>630</u>	<u>1,260</u>	<u>630</u>	<u>1,890</u>	
会議室			<u>940</u>	<u>1,270</u>	<u>2,210</u>	<u>940</u>	<u>3,150</u>	
(略)								
備考			1 (略)					

2 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

3 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前の場合は午前9時から正午までの、午後9時以後の場合は夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

4 （略）

2 豊橋市民球技場利用料金の限度額

区分		昼間			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	
アマチュアの場合	入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	平日	円 5,900	円 7,830	円 13,730
		日曜日、土曜日及び休日	7,840	10,410	18,250
	入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合	平日	11,800	15,660	27,460
		日曜日、土曜日及び休日	15,690	20,820	36,510
アマチュア以	入場料又はこれに類する金銭を徴収しない場合	平日	11,800	15,660	27,460
		日曜日、土曜日及び休日	15,690	20,820	36,510

外の 場合	入場料又はこれ に類する金銭を 徴収する場合	平日	<u>118,000</u>	<u>156,600</u>	<u>274,600</u>
		日曜日、土曜 日及び休日	<u>156,940</u>	<u>208,270</u>	<u>365,210</u>
放送設備			<u>1,270</u>	<u>1,270</u>	<u>2,540</u>
スコアボード			<u>630</u>	<u>630</u>	<u>1,260</u>
更衣室・シャワー室			<u>630</u>	<u>630</u>	<u>1,260</u>
備考	<p>1 (略)</p> <p>2 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。</p> <p>3 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前るときは午前9時から正午までの、午後5時以後のときは午後1時から午後5時までの時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。</p>				

3 豊橋市民庭球場利用料金の限度額

区分		<u>午前9時から 午前11時まで</u>	<u>午前11時から 午後1時まで</u>	<u>午後1時から 午後3時まで</u>	<u>午後3時から 午後5時まで</u>	<u>午後5時から 午後7時まで</u>	<u>午後7時から 午後9時まで</u>
テニスコ ート（1 面につ き）	平日	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>
	日曜日、 土曜日及 び休日	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>
放送設備		<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>
備考	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 照明設備の利用料金は、コート1面1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、170円とする。</p>						

4 この表の時間外において利用するときのコート1面及び放送設備に係る利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前9時から午前11時までの、午後9時以後のときは午後7時から午後9時までの時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

4 豊橋市民クラブハウス利用料金の限度額

区分	昼間			夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	940円	1,270円	2,210円	940円	3,150円
備考	<p>1 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。</p> <p>2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。</p>				

（豊橋市総合体育館条例の一部改正）

第6条 豊橋市総合体育館条例（平成元年豊橋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後
別表第1（第4条、第16条関係）

1 専用利用料金の限度額

区分		時間	昼間	夜間
			午前 9 時から午後 5 時まで (1 時間につき)	午後 5 時から午後 9 時まで (1 時間につき)
第 1 競技 場	アマチュア スポーツの ため利用す る場合	平日	円 <u>4,900</u>	円 <u>8,250</u>
		日曜日、土曜 日及び休日	<u>7,360</u>	<u>12,370</u>
	上記以外の 場合	平日	<u>24,540</u>	<u>28,020</u>
		日曜日、土曜 日及び休日	<u>36,810</u>	<u>42,030</u>
	(略)			
	第 2 競技 場	アマチュア スポーツの ため利用す る場合	平日	<u>1,620</u>
日曜日、土曜 日及び休日			<u>2,430</u>	<u>3,670</u>
上記以外の 場合		平日	<u>8,110</u>	<u>9,060</u>
		日曜日、土曜 日及び休日	<u>12,170</u>	<u>13,590</u>
第 1 会議室			<u>1,290</u>	<u>1,290</u>
第 2 会議室			<u>970</u>	<u>970</u>
研修室			<u>1,620</u>	<u>1,620</u>

備考

- 1 (略)
- 2 利用が 1 時間に満たないときは、1 時間とみなす。
- 3 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1 時間につき、その利用が午前 9 時以前のときは昼間の、午後 9 時以後のときは夜間の時間区分に規定する額とする。
- 4 (略)
- 5 市外の者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の 1.5 倍の額 (その額に 10 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) とする。

6 (略)

7 第5項の規定は、前項の規定に該当する場合については、適用しない。

2 個人利用料金の限度額

区分		金額（1回につき）	
		平日	日曜日、土曜日及び休日
卓球室	一般	<u>300円</u>	<u>450円</u>
	児童・生徒	<u>150円</u>	<u>220円</u>

備考 (略)

改正前

別表第1（第4条、第16条関係）

1 専用利用料金の限度額

区分			昼間		夜間	全日	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1 競技 場	アマチュ アスポー ツのため 利用する 場合	平日	<u>9,800</u>	<u>13,110</u>	<u>22,910</u>	<u>22,000</u>	<u>44,910</u>
		日曜日、土曜 日及び休日	<u>14,700</u>	<u>19,660</u>	<u>34,360</u>	<u>33,000</u>	<u>67,360</u>
	上記以外 の場合	平日	<u>49,000</u>	<u>65,550</u>	<u>114,550</u>	<u>74,730</u>	<u>189,280</u>
		日曜日、土曜 日及び休日	<u>73,500</u>	<u>98,320</u>	<u>171,820</u>	<u>112,090</u>	<u>283,910</u>
	(略)						
	第2 競技 場	アマチュ アスポー ツのため 利用する 場合	平日	<u>3,230</u>	<u>4,350</u>	<u>7,580</u>	<u>6,540</u>
日曜日、土曜 日及び休日			<u>4,840</u>	<u>6,520</u>	<u>11,360</u>	<u>9,810</u>	<u>21,170</u>

上記以外 の場合	平日	<u>16,150</u>	<u>21,750</u>	<u>37,900</u>	<u>24,160</u>	<u>62,060</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>24,220</u>	<u>32,620</u>	<u>56,840</u>	<u>36,240</u>	<u>93,080</u>
第1会議室		<u>2,600</u>	<u>3,460</u>	<u>6,060</u>	<u>3,460</u>	<u>9,520</u>
第2会議室		<u>1,960</u>	<u>2,600</u>	<u>4,560</u>	<u>2,600</u>	<u>7,160</u>
研修室		<u>3,230</u>	<u>4,350</u>	<u>7,580</u>	<u>4,350</u>	<u>11,930</u>

備考

1 (略)

2 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

3 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）、その利用が午前9時以前のときは午前9時から正午までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

4 (略)

5 (略)

2 個人利用料金の限度額

区分		金額（1回につき）	
		平日	日曜日、土曜日及び休日
卓球室	一般	<u>200円</u>	<u>300円</u>
	児童・生徒	<u>100円</u>	<u>150円</u>

備考 (略)

（豊橋市民センター条例の一部改正）

第7条 豊橋市民センター条例（平成4年豊橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後					
別表（第4条、第5条、第17条関係）					
利用料金の限度額					
区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円
多目的ホール		<u>5,710</u>	<u>7,660</u>	<u>5,710</u>	<u>22,890</u>
大会議室		<u>5,040</u>	<u>6,700</u>	<u>5,040</u>	<u>20,130</u>
中会議室		<u>3,930</u>	<u>5,260</u>	<u>3,930</u>	<u>15,740</u>
小会議室		<u>1,770</u>	<u>2,340</u>	<u>1,770</u>	<u>7,050</u>
ミーティングルーム		<u>820</u>	<u>1,090</u>	<u>820</u>	<u>3,270</u>

備考

- 1 (略)
- 2 時間区分を連続して利用するときの利用料金は、当該時間区分に係る利用料金の額を合算した額に、正午から午後1時までの1時間にあつては午前の、午後5時から午後6時までの1時間にあつては午後の時間区分の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。
- 3 (略)

改正前					
別表（第4条、第5条、第17条関係）					
利用料金の限度額					
区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円

多目的ホール	<u>3,810</u>	<u>5,110</u>	<u>3,810</u>	<u>12,730</u>
大会議室	<u>3,360</u>	<u>4,470</u>	<u>3,360</u>	<u>11,190</u>
中会議室	<u>2,620</u>	<u>3,510</u>	<u>2,620</u>	<u>8,750</u>
小会議室	<u>1,180</u>	<u>1,560</u>	<u>1,180</u>	<u>3,920</u>
ミーティングルーム	<u>550</u>	<u>730</u>	<u>550</u>	<u>1,830</u>
備考				
1 (略)				
<u>2</u> (略)				

(豊橋市万場調整池庭球場条例の一部改正)

第8条 豊橋市万場調整池庭球場条例（平成4年豊橋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後		
別表（第4条、第16条関係）		
利用料金の限度額		
<u>区分</u>		<u>金額（1時間につき）</u>
テニスコート （1面につき）	平日	<u>520円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>780円</u>
備考		
1 (略)		
<u>2 利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。</u>		
<u>3 市外の者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍の額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u>		

改正前	
別表（第4条、第16条関係）	
利用料金の限度額	

区分		時間	午前 9 時 から午前 11時まで	午前 11 時 から午後 1時まで	午後 1 時 から午後 3時まで	午後 3 時 から午後 5時まで
		テニスコート (1面につき)	平日	<u>810円</u>	<u>810円</u>	<u>810円</u>
	日曜日、土曜 日及び休日	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	<u>1,210円</u>	

備考

1 (略)

2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、コート1面1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以前のときは午前9時から午前11時までの、午後5時以後のときは午後3時から午後5時までの時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

(豊橋市屋内プール・アイスアリーナ条例の一部改正)

第9条 豊橋市屋内プール・アイスアリーナ条例(平成17年豊橋市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後			
別表第1(第6条、第16条関係)			
個人利用料金の限度額			
利用区分		単位	金額
50メートルプール及び25メートルプール	大人	1回につき	<u>円</u> <u>1,050</u>
	小人	1回につき	<u>520</u>
アイスアリーナ	大人	1回につき	<u>1,950</u>
	小人	1回につき	<u>970</u>
トレーニング室	一般	1回につき	<u>750</u>
		年間利用券	<u>90,000</u>
	生徒	1回につき	<u>300</u>

	年間利用券	36,000
--	-------	--------

備考 (略)

別表第2 (第6条、第16条関係)

専用利用料金の限度額

利用区分		金額 (1時間につき)
アマチュアスポーツのため利用する場合	50メートルプール	円 24,480
	25メートルプール	10,180
	アイスアリーナ	30,610
上記以外の場合	50メートルプール	48,960
	25メートルプール	20,370
	アイスアリーナ	61,230
会議室		490
役員室 (1)		490
役員室 (2)		490
役員室 (3)		490
スタジオ		740

備考

- 1 利用が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 2 (略)
- 3 市外の者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍の額 (その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) とする。
- 4 (略)
- 5 第3項の規定は、前項の規定に該当する場合については、適用しない。

改正前

別表第1 (第6条、第16条関係)

個人利用料金の限度額

利用区分		単位	金額
50メートルプール及び25メートルプール	大人		円
		1回につき	700

	小人	1回につき	<u>350</u>
アイスアリーナ	大人	1回につき	<u>1,300</u>
	小人	1回につき	<u>650</u>
トレーニング室	一般	1回につき	<u>500</u>
		年間利用券	<u>60,000</u>
	生徒	1回につき	<u>200</u>
		年間利用券	<u>24,000</u>

備考 (略)

別表第2 (第6条、第16条関係)

専用利用料金の限度額

利用区分		金額			
アマチュアスポーツのため 利用する場合	50メートルプール	円			
		<u>1時間につき</u>		<u>16,320</u>	
	25メートルプール	<u>1時間につき</u>		<u>6,790</u>	
	アイスアリーナ	<u>1時間につき</u>		<u>20,410</u>	
上記以外の場 合	50メートルプール	<u>1時間につき</u>		<u>32,640</u>	
	25メートルプール	<u>1時間につき</u>		<u>13,580</u>	
	アイスアリーナ	<u>1時間につき</u>		<u>40,820</u>	
		昼間		夜間	全日
		<u>午前9時から午後1時まで</u>	<u>午後1時から午後5時まで</u>	<u>午後5時から午後9時まで</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>
会議室	円	円	円	円	
	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	<u>3,990</u>	
役員室(1)	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	<u>3,990</u>	
役員室(2)	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	<u>3,990</u>	
役員室(3)	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	<u>1,330</u>	<u>3,990</u>	

備考

- 1 昼間及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、この場合の利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1

時間とみなす。)、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

2 この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時以後のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。

3 (略)

4 (略)

(アイプラザ豊橋条例の一部改正)

第10条 アイプラザ豊橋条例(平成24年豊橋市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後						
別表第1(第6条、第17条関係)						
施設利用料金の限度額						
時間 区分			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
講 堂 等	講 堂	平日	円 39,380	円 61,900	円 80,970	円 <u>210,840</u>
		日曜日、土曜 日及び休日	50,380	79,200	103,080	<u>269,250</u>
	楽屋1		410	620	620	<u>1,930</u>
	楽屋2		730	930	930	<u>3,060</u>
	楽屋3		410	620	620	<u>1,930</u>
	楽屋4		620	830	830	<u>2,680</u>
	特別室1		200	300	300	<u>930</u>
特別室2		200	300	300	<u>930</u>	

	特別室 3	200	300	300	<u>930</u>
	リハーサル室	1,150	1,460	1,460	<u>4,810</u>
	小ホール	4,600	7,110	9,210	<u>24,220</u>
	201会議室	<u>760</u>	<u>930</u>	<u>930</u>	<u>3,100</u>
	202会議室	<u>1,090</u>	<u>1,390</u>	<u>1,390</u>	<u>4,570</u>
	203会議室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	204会議室	<u>760</u>	<u>1,090</u>	<u>1,090</u>	<u>3,460</u>
	205会議室	<u>610</u>	<u>930</u>	<u>930</u>	<u>2,900</u>
	206会議室	<u>610</u>	<u>930</u>	<u>930</u>	<u>2,900</u>
	301会議室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	302会議室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	303会議室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	304会議室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	305会議室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	306会議室	<u>1,390</u>	<u>1,870</u>	<u>1,870</u>	<u>6,050</u>
	307会議室	<u>760</u>	<u>1,090</u>	<u>1,090</u>	<u>3,460</u>
	308会議室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	321和室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	322和室	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	323和室	<u>610</u>	<u>760</u>	<u>760</u>	<u>2,520</u>
	調理実習室・準備室	<u>2,500</u>	<u>3,450</u>	<u>3,450</u>	<u>11,090</u>
	101実習室	<u>1,540</u>	<u>2,020</u>	<u>2,020</u>	<u>6,590</u>
	102実習室	<u>1,390</u>	<u>2,020</u>	<u>2,020</u>	<u>6,390</u>
	多目的室 1	<u>610</u>	<u>930</u>	<u>930</u>	<u>2,900</u>
	多目的室 2	<u>450</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	<u>1,970</u>
	多目的室 3	<u>1,720</u>	<u>2,340</u>	<u>2,340</u>	<u>7,550</u>
	多目的室 4	<u>930</u>	<u>1,240</u>	<u>1,240</u>	<u>4,030</u>
体 育 室	全部利用	<u>4,230</u>	<u>5,580</u>	<u>5,580</u>	<u>18,190</u>
	3分の1利用	<u>1,390</u>	<u>1,860</u>	<u>1,860</u>	<u>6,030</u>
	6分の1利用	<u>760</u>	<u>930</u>	<u>930</u>	<u>3,100</u>

備考

1・2 (略)

3 時間区分を連続して利用するときの利用料金は、当該時間区分に係る利用料金の額を合算した額に、正午から午後1時までの1時間にあつては午前の、午後5時から午後6時までの1時間にあつては午後の時間区分の1時間に相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

4 市外の者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

5 (略)

6 企業活動のために講堂等又は小ホールを利用する場合の利用料金は当該利用料金の2倍の額、その他の施設を利用する場合の利用料金は当該利用料金の3倍の額とする。

7 第4項から第6項までに規定する場合のうち2以上の場合に該当するときの利用料金は、それぞれの規定により算出した額のいずれか高い額とする。

8 (略)

改正前

別表第1 (第6条、第17条関係)

施設利用料金の限度額

区分		時間	午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
講 堂 等	講 堂	平日	円 39,380	円 61,900	円 80,970	円 <u>182,250</u>
		日曜日、土曜 日及び休日	50,380	79,200	103,080	<u>232,660</u>
	楽屋1	410	620	620	<u>1,650</u>	
	楽屋2	730	930	930	<u>2,590</u>	
	楽屋3	410	620	620	<u>1,650</u>	
	楽屋4	620	830	830	<u>2,280</u>	
	特別室1	200	300	300	<u>800</u>	

	特別室 2	200	300	300	<u>800</u>
	特別室 3	200	300	300	<u>800</u>
	リハーサル室	1,150	1,460	1,460	<u>4,070</u>
	小ホール	4,600	7,110	9,210	<u>20,920</u>
	201会議室	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>620</u>	<u>1,750</u>
	202会議室	<u>730</u>	<u>930</u>	<u>930</u>	<u>2,590</u>
	203会議室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	204会議室	<u>510</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	<u>1,970</u>
	205会議室	<u>410</u>	<u>620</u>	<u>620</u>	<u>1,650</u>
	206会議室	<u>410</u>	<u>620</u>	<u>620</u>	<u>1,650</u>
	301会議室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	302会議室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	303会議室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	304会議室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	305会議室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	306会議室	<u>930</u>	<u>1,250</u>	<u>1,250</u>	<u>3,430</u>
	307会議室	<u>510</u>	<u>730</u>	<u>730</u>	<u>1,970</u>
	308会議室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	321和室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	322和室	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	323和室	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>1,430</u>
	調理実習室・準備室	<u>1,670</u>	<u>2,300</u>	<u>2,300</u>	<u>6,270</u>
	101実習室	<u>1,030</u>	<u>1,350</u>	<u>1,350</u>	<u>3,730</u>
	102実習室	<u>930</u>	<u>1,350</u>	<u>1,350</u>	<u>3,630</u>
	多目的室 1	<u>410</u>	<u>620</u>	<u>620</u>	<u>1,650</u>
	多目的室 2	<u>300</u>	<u>410</u>	<u>410</u>	<u>1,120</u>
	多目的室 3	<u>1,150</u>	<u>1,560</u>	<u>1,560</u>	<u>4,270</u>
	多目的室 4	<u>620</u>	<u>830</u>	<u>830</u>	<u>2,280</u>
体 育 室	全部利用	<u>2,820</u>	<u>3,720</u>	<u>3,720</u>	<u>10,260</u>
	3分の1利用	<u>930</u>	<u>1,240</u>	<u>1,240</u>	<u>3,410</u>
	6分の1利用	<u>510</u>	<u>620</u>	<u>620</u>	<u>1,750</u>

備考

1・2 (略)

3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、企業活動のために講堂等又は小ホールを利用する場合の利用料金は当該利用料金の2倍の額、その他の施設を利用する場合の利用料金は当該利用料金の3倍の額とする。

5 (略)

(豊橋市地域振興施設条例の一部改正)

第11条 豊橋市地域振興施設条例(平成30年豊橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後				
別表(第6条、第7条、第18条関係)				
店舗等				
(略)				
プロジェクト室				
区分	時間	午前9時から午後1時まで	午後2時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
プロジェクト室1		<u>1,170円</u>	<u>1,170円</u>	<u>2,630円</u>
プロジェクト室2 (キッチン付き)	全面利用 (キッチン有り)	<u>1,530円</u>	<u>1,530円</u>	<u>3,440円</u>
	片面利用 (キッチン無し)	<u>1,170円</u>	<u>1,170円</u>	<u>2,630円</u>
備考				
1 (略)				
<u>2 市外の者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u>				
<u>3</u> (略)				

4 第2項の規定は、前項の規定に該当する場合については、適用しない。

改正前				
別表（第6条、第7条、第18条関係）				
店舗等				
(略)				
プロジェクト室				
区分	時間	午前9時から午後1時まで	午後2時から午後6時まで	午前9時から午後6時まで
プロジェクト室1		780円	780円	1,560円
プロジェクト室2 (キッチン付き)	全面利用 (キッチン有り)	1,020円	1,020円	2,040円
	半面利用 (キッチン無し)	780円	780円	1,560円
備考				
1 (略)				
2 (略)				

(豊橋市総合スポーツ公園サッカー場条例の一部改正)

第12条 豊橋市総合スポーツ公園サッカー場条例（令和元年豊橋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表（第6条、第16条関係）	別表（第6条、第16条関係）
利用料金の限度額	利用料金の限度額
(略)	(略)
備考	備考
1・2 (略)	1・2 (略)

<p>3 この表の時間外において利用するときの利用料金は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める時間区分の額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>4 市外の者が利用する場合の利用料金(照明設備の利用料金を除く。)は、当該利用料金の1.5倍の額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 第4項の規定は、入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合については、適用しない。</u></p>	<p>3 この表の時間外において利用するときの利用料金は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に定める時間区分の額 <u>(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。)</u>とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(豊橋市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の豊橋市都市公園条例の規定により陸上競技場の定期使用に係る利用の承認を受けている者については、施行日以後も、なお従前の例により利用することができる。

(豊橋市武道館条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の豊橋市武道館条例の規定により定期利用券の発行を受けている者については、施行日以後も、なお従前の例により利用することができる。

(豊橋市民センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例の公布の日以前に第7条の規定による改正前の豊橋市民センター条例の規定により施行日以後の利用について承認等を受け、又は申請をした者の当該利用に係る利用料金の額については、同条の規定による改正後の豊橋市民センター

条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(豊橋市屋内プール・アイスアリーナ条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この条例の施行の際現に第9条の規定による改正前の豊橋市屋内プール・アイスアリーナ条例の規定により年間利用券の発行を受けている者については、施行日以後も、なお従前の例により利用することができる。

(アイプラザ豊橋条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 令和8年10月1日以前に第10条の規定による改正前のアイプラザ豊橋条例の規定により施行日以後の利用について承認等を受け、又は申請をした者の当該利用に係る利用料金の額については、同条の規定による改正後のアイプラザ豊橋条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。